

平成二十七年三月二十四日受領
答弁第一三三五号

内閣衆質一八九第一三五号

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町村 信 孝 殿

衆議院議員井坂信彦君提出大臣規範のパーティの開催自粛事項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出大臣規範のパーティの開催自粛事項に関する質問に対する答弁書

一について

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣等規範」という。）は、公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、内閣官房副長官及び大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）が自ら律すべき規範として定められたものである。個々の行為が国民の疑惑を招くような行為に当たるかについては、各国務大臣等が具体の事案に即し、この趣旨を踏まえ適切に判断すべきものと考えており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねの「適切に対処されていないとの議論」及び「規範が明らかに遵守されていないこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国務大臣等は、大臣等規範の趣旨にのっとり、適切に対処しているものと考えており、政府として、大臣等規範を改正することは考えていない。